簡易開示請求について

令 和 ４ 年 ３ 月 １ ８ 日
宮崎県立日向工業高等学校長

受検者は、宮崎県個人情報保護条例の規定に基づき、次のとおり簡易開示請求を行うことができる。

１　簡易開示請求ができる個人情報

簡易開示請求ができる個人情報は、令和４年度宮崎県立高等学校推薦・連携型入学者選抜（以下「推薦・連携型入試」という。）及び一般入学者選抜（以下「一般入試」という。）における学力検査の教科別得点及び合計点とする。

２　簡易開示請求ができる者

簡易開示請求ができる者は、推薦・連携型入試又は一般入試の受検者本人（以下「受検者」という。）とする。

３　簡易開示請求ができる期間及び受付時間

簡易開示請求ができる期間は、合格発表の日から１か月とする。つまり、令和４年３月１８日(金)から同年４月１７日(日)までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日等を除く。受付時間は、午前９時から午後４時までとする。

なお、次の期間は本校の学校行事等のため除きます。

・令和４年　３月１８日(月)　　・令和４年　３月２２日(火)
・令和４年　３月２３日(水)　　・令和４年　３月２４日(木)
・令和４年　３月２５日(金)　　・令和４年　３月２８日(月)
・令和４年　３月２９日(火)　　・令和４年　３月３１日(木)
・令和４年　４月　１日(木)　　・令和４年　４月　７日(木)
・令和４年　４月１１日(月)　　・令和４年　４月１２日(火)
・令和４年　４月１４日(木)

４　簡易開示請求ができる場所

宮崎県立日向工業高等学校　小会議室

５　持参すべきもの

受検票と生徒手帳（中学３年生のときの生徒手帳でもよい）。ただし、生徒手帳がない場合は、出身中学校発行の卒業証明書若しくは卒業証書、または各種健康保険証で代えることができる。

※受検票の再発行を希望する場合は、次の①～③のうちいずれか２つのものを持参して申し出ることとする。

①　生徒手帳（中学３年生のときの生徒手帳でもよい）
②　出身中学校発行の卒業証明書若しくは卒業証書
③　各種健康保険証

６　簡易開示の方法

受検者本人であることを確認後、直ちに閲覧により開示する。なお、電話又は郵送による簡易開示請求は受け付けない。